

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月12日
【会社名】	Jトラスト株式会社
【英訳名】	J Trust Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 信義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒田 一紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒田 一紀
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償である。  新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 113,581,173,600円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	Jトラスト株式会社 大阪支店 (大阪市中央区北浜四丁目4番12号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) (注1) 平成25年6月24日付で大阪支店は下記に移転する予定である。 大阪市都島区東野田二丁目8番8号 (注2) 株式会社大阪証券取引所は、平成25年7月16日付で株式会社東京証券取引所と現物市場を統合する予定である。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月14日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本新株予約権無償割当てにより当社の株主に割り当てる本新株予約権の総数（発行数）が確定したことに伴い、これに関連する事項を訂正し、また、臨時報告書の訂正報告書を平成25年6月12日に関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものである。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してある。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

##### （1）【募集の条件】

（訂正前）

発行数（本新株予約権の総数）	62,816,288個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	該当事項なし。
申込期間	該当事項なし。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	該当事項なし。
払込期日	該当事項なし。
割当日	平成25年5月31日
払込取扱場所	該当事項なし。

（注）1 取締役会決議日

平成25年5月14日開催の当社取締役会決議による。

#### 2 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記注3に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

#### 3 株主確定日

平成25年5月30日

#### 4 割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てる。

#### 5 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日、以下同じ。）

平成25年5月31日

#### 6 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込数である。従って、本有価証券届出書に記載の本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主が否かに関わらない数であるが、下記注9に記載の外国居住株主による本新株予約権の行使の制限を受けない外国居住株主に対する割当てについては、50名以上の者を相手方として行われる募集に該当し、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることが見込まれるため、これに関し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、平成25年5月14日付で臨時報告書を提出している。

## 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 8 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社が定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。

## 9 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国に居住する者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国に居住する株主（その者に適用ある外国の法令により、かかる制限を受けない機関投資家等を除く。）は、かかる点につき注意を要する。

特に、本新株予約権の募集は、米国証券法ルール801に基づく登録免除の対象となっている。従って、米国居住者が本新株予約権の割当てを受けた場合、その割り当てられた新株予約権の転売を、レギュレーションSに従う取引以外で行うことは、同ルールの規定により禁止されている。

(訂正後)

発行数（本新株予約権の総数）	63,100,652個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	該当事項なし。
申込期間	該当事項なし。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	該当事項なし。
払込期日	該当事項なし。
割当日	平成25年5月31日
払込取扱場所	該当事項なし。

(注) 1 取締役会決議日

平成25年5月14日開催の当社取締役会決議による。

## 2 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記注3に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

## 3 株主確定日

平成25年5月30日

## 4 割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てる。

## 5 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同じ。）

平成25年5月31日

## 6 発行数(本新株予約権の総数)について

発行数(本新株予約権の総数)は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式の数を控除した数とする。下記注9に記載の外国居住株主による本新株予約権の行使の制限を受けない外国居住株主に対する割当てについては、50名以上の者を相手方として行われる募集に該当し、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることから、これに関し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、平成25年5月14日付で臨時報告書を提出している。また、平成25年6月12日付で当該臨時報告書の訂正報告書を提出している。

## 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 8 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。

## 9 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国に居住する者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国に居住する株主(その者に適用ある外国の法令により、かかる制限を受けない機関投資家等を除く。)は、かかる点につき注意を要する。

特に、本新株予約権の募集は、米国証券法ルール801に基づく登録免除の対象となっている。従って、米国居住者が本新株予約権の割当てを受けた場合、その割り当てられた新株予約権の転売を、レギュレーションSに従う取引以外で行うことは、同ルールの規定により禁止されている。

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	62,816,288株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込み数である(本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1,800円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	113,069,318,400円 上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、1,800円とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年7月5日から平成25年7月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>4 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていない。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

&lt;後略&gt;

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	63,100,652株 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1,800円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	113,581,173,600円 上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、1,800円とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年7月5日から平成25年7月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>4 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていない。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

&lt; 後略 &gt;

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
113,069,318,400	1,148,480,208	111,920,838,192

- (注) 1 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使時の払込金額にてすべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額(113,069,318,400円)であり、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
- 2 発行諸費用の概算額には、各口座管理機関への事務手数料565,346,592円、登記費用395,892,614円、フィナンシャル・アドバイザーへの業務委託報酬20,000,000円、その他諸費用(日本法及び米国法の各弁護士報酬、信託報酬、及び広告費等)167,241,002円を含み、消費税等は含まれていない。
- 3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
113,581,173,600	1,168,922,591	112,412,251,009

- (注) 1 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使時の払込金額にてすべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額(113,581,173,600円)である。
- 2 発行諸費用の概算額には、各口座管理機関への事務手数料568,415,868円、登記費用397,684,107円、フィナンシャル・アドバイザーへの業務委託報酬20,000,000円、その他諸費用(日本法及び米国法の各弁護士報酬、信託報酬、及び広告費等)182,822,616円を含み、消費税等は含まれていない。
- 3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

&lt;前略&gt;

以上に従い、当社は、本新株予約権の無償割当てにより調達する資金のうち、最大1,094億円を、平成25年8月から平成29年3月までの間に、国内外での債権買取り及びM&A等に充当する予定である。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

&lt;前略&gt;

以上に従い、当社は、本新株予約権の無償割当てにより調達する資金のうち、最大1,099億円を、平成25年8月から平成29年3月までの間に、国内外での債権買取り及びM&A等に充当する予定である。

&lt;後略&gt;



## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

（訂正前）

< 前略 >

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月9日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月13日に関東財務局長に提出

#### 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月23日に関東財務局長に提出

#### 9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月13日に関東財務局長に提出

#### 10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月4日に関東財務局長に提出

#### 11【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月5日に関東財務局長に提出

#### 12【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月7日に関東財務局長に提出

### 1 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月14日に関東財務局長に提出

### 1 4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記12の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年2月28日に関東財務局長に提出  
<後略>

（訂正後）

<前略>

### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

### 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月9日に関東財務局長に提出

### 7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月13日に関東財務局長に提出

### 8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月23日に関東財務局長に提出

### 9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月13日に関東財務局長に提出

### 1 0 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月4日に関東財務局長に提出

### 1 1 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年10月5日に関東財務局長に提出

**1 2 【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月7日に関東財務局長に提出

**1 3 【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月14日に関東財務局長に提出

**1 4 【訂正報告書】**

訂正報告書（上記12の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年2月28日に関東財務局長に提出

**1 5 【訂正報告書】**

訂正報告書（上記13の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年6月12日に関東財務局長に提出

< 後略 >